

令和3年4月23日

保護者各位

江東区こども未来部

緊急事態宣言が発出された場合の保育園運営について

平素より江東区の保育行政にご理解とご協力を賜りありがとうございます。

現在、国において緊急事態宣言の発出が検討されています。現段階で、国および東京都から保育園運営にかかる具体的な方針等は示されておりませんが、本区における保育園運営について下記のとおり予定していますので、お知らせいたします。

記

○感染拡大防止に引き続き取り組みながら園運営を継続いたします。  
(臨時休園、登園自粛要請は行いません。)

○ただし、新型コロナウイルス罹患者が確認された園においては、区保健所による濃厚接触者の判定等を踏まえ、必要に応じて臨時休園を行う場合があります。

○感染拡大防止の観点から、お子さまに発熱や呼吸器症状等、風邪症状が認められる場合には、保育園をご利用いただくことはできませんので、ご理解とご協力をお願いいたします。(呼吸器症状等が感染性のものではないと医師が判断した場合はこの限りではありません。)

今後、国および東京都より具体的な方針等が示され、上記の対応に変更が生じる場合には改めてお知らせいたします。保護者の皆さまにおかれましては、何卒ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

【問い合わせ先】

(公設公営園) 保育課保育管理係 電話：3647-9094  
(上記以外の園) 保育計画課運営指導係 電話：3647-9503